

Asia Legal Update

2025 年
第 3 四半期 (7-9 月)

インドネシア	2
マレーシア	3
ミャンマー	4
フィリピン	5
シンガポール	6
タイ	7
ベトナム	8
インド	9
スリランカ	10
アラブ首長国連邦	11
トルコ	12
韓国	13
中国	14
香港	15
台湾	16
日本	17

1. 最新情報：インドネシア憲法裁判所によるデータ保護責任者の任命条件の改定

1. インドネシアの憲法裁判所は、個人情報保護法(「PDP 法」)第 53 条第 1 項について、データ管理者又はデータ処理者がデータ保護責任者(「DPO」)の任命義務を負う要件は、累積的ではなく選択的である(つまり、いずれかの要件が満たされれば任命義務を負う)ことを明確にしました。
2. PDP 法第 53 条第 1 項では、文言上、各要件が「又は」ではなく「及び」という用語で結ばれていたため、データ管理者又はデータ処理者が DPO を任命する義務が生じるのは、以下の 3 つの条件全てが満たされる場合に限られると解釈される余地がありました。
 - ・ 個人データを公共サービスのために処理する場合
 - ・ 主要な事業活動が、個人データの定期的かつ体系的な大規模な監視を必要とする場合
 - ・ 主要な事業活動が、特定の個人データ(医療情報、生体認証データ、個人金融データなど)又は犯罪に関する個人データの大量処理を含む場合
3. 2025 年 7 月 16 日付判決第 151/PUU-XXII/2024 号は、同項の規定を明確化し、PDP 法第 53 条第 1 項に定める条件のいずれかを満たせば、DPO の任命義務が発生すると判示したため、事業者にとってはより厳しい解釈がとられたことになります。DPO の任命義務に違反した場合、PDP 法に基づく行政処分を受ける可能性があり、DPO の任命要件を迅速かつ厳格に遵守することが重要となります。

2. 従業員の個人文書の保管禁止及び採用募集における年齢制限の禁止—雇用者のための対応指針

インドネシアの労働大臣は、2025 年 5 月 20 日付の従業員の卒業証書及び個人文書の保管禁止に関する通達 M/5/HK.04.00/V/2025(「**2025 年 5 号通達**」)及び 2025 年 5 月 28 日付の採用過程での差別禁止に関する通達 M/6/HK.04/V/2025(「**2025 年 6 号通達**」)を発出しました。両通達は、インドネシアの法制度においては法的拘束力を有しないものの、一定の説得力を持つものとされており、地方政府職員の公式な指針となります。

A. 2025 年 5 号通達

2025 年 5 号通達は、雇用者が、従業員の卒業証書及び他の個人文書(例えば、技能証明書、パスポート、出生証明書、婚姻証明書、車両所有証明書)の原本を保管することを禁じています。例外的に保管が認められることはありますが、極めて限定された状況においてのみ認められます。将来の法的リスクを軽減する観点から、雇用者は、(i)保管することについて法的に正当な緊急の必要性がある場合、(ii)保管することについて根拠となる書面による合意がある場合、又は(iii)雇用者が関連する教育若しくは訓練の資金を提供した場合を除き、現在所持している個人文書又は卒業証書の全ての原本を返却する必要があります。これらに該当しない場合には、雇用者及び従業員の間で、雇用者が文書又は証書を保管することを規定する修正合意書に署名するといった対応を行う必要があります。将来の雇用の取り決めに際しては、上記 3 つの条件に注意するとともに、適切な契約上の対応を行うことが望まれます。

また、2025 年 5 号通達は、雇用者が、従業員の雇用機会を妨害することも禁止しています。紛争又は異議が生じるリスクを軽減するため、雇用者としては、雇用契約の競業禁止条項については慎重に規定する必要があります。

B. 2025 年 6 号通達

2025 年 6 号通達は、求職者の平等確保のため、雇用者が採用募集過程で年齢制限を設定できるのは、警備員などのように、年齢要素及び職務の性質が職務の遂行能力に直接的に影響を及ぼす場合のみとしています。もっとも、年齢制限によって雇用機会を減少させてはならないこととされています。

雇用者としては、採用募集要件に年齢制限を追加する場合には、制限についての正当な理由(例えば、職務が一定の肉体的及び精神的能力を必要とすること)を提示するなどの対策を検討する必要があります。いずれの場合も、雇用者としては、労働力に関する 2003 年法律第 13 号の第 68 条及び第 69 条に定める最低労働年齢制限などの法定年齢要件を遵守するよう注意が必要です。

1. ギグワーカー法案の可決

2025 年 9 月 9 日、マレーシア議会はギグワーカー法案 2025(「**本法案**」)を可決しました。本法案は、国王の裁可及び官報での公布を経て施行される予定です。本法案は、ギグワーカーの権利を保護することを目的とし、本法案のもとで契約主体が負う義務、契約主体とギグワーカー間のサービス契約条件の規制、ギグワーカー裁定機関及び協議会の設置等を定めています。主な内容は以下のとおりです。

- ギグワーカーとは、マレーシア国民又は永住者であり、契約主体とサービス契約を締結し、以下のいずれかのサービスを提供し報酬を受け取る者と定義されています。
 - ・プラットフォーム提供者である契約主体とのサービス
 - ・プラットフォーム提供者でない契約主体との、本法案の別紙に記載されたサービス(例：演技、撮影、音楽関連、美容、翻訳、ジャーナリズム等)
 プラットフォーム提供者とは、ギグワーカーのサービスを利用者に仲介するデジタル仲介システム提供者を指します。
- 本法案は、サービス契約に含めるべき具体的な条件(サービスの範囲、各当事者の義務、報酬の額及び詳細、支払方法、適用される給付・チップ・謝礼等)を規定しています。
- 本法案は、ギグワーカーの本法案のもとでの権利として以下を定めています。
 - ・サービス実施前に合意された報酬額及び詳細の通知を受ける権利
 - ・合意された期間内にサービス提供の報酬を受け取る権利
 - ・サービス契約条件の変更がある場合に協議・通知を受ける権利
 - ・他の当事者と契約を締結することを制限されない権利
 - ・労働条件、サービスの割当、報酬支払いに関して差別されない権利
 - ・正当な理由なくサービスを終了されない権利
- プラットフォーム提供者である契約主体は、ギグワーカーを 2017 年自営業社会保障法に基づき社会保障機構に登録し、報酬から強制控除を行った上で当該ギグワーカーに代わって社会保障スキームへの拠出を行う義務を負います。
- 本法案は、契約主体及びギグワーカーの労働安全衛生に関する義務を定めています。
 - ・契約主体の義務：リスクアセスメントの実施、十分な安全衛生措置の確保、ギグワーカーが関連リスクに曝されないようにすること、十分な情報・指導・訓練・監督の提供、緊急時対応手順の策定・実施、労働災害・職業病の局長への報告
 - ・ギグワーカーの義務：提供された安全衛生措置や指示の遵守、緊急時対応手順の遵守
- サービス契約の条件が本法案の規定よりもギグワーカーに不利な場合、当該契約条件は無効となり、本法案が定める条件に置き換えられます。

事業者は、現行の契約や運用プロセスを見直し、本法案施行に備え、コンプライアンスリスクを最小化する必要があります。

2. 雇用契約書に係る印紙税に関する内国歳入庁の見解

内国歳入庁(「**IRB**」)は、2025 年 7 月 3 日付の FAQ において、雇用契約書は 1949 年印紙法附則第 1 項目 4 に基づき、原本 1 通につき RM10 の印紙税が課されることを明確にしました。この要件は、臨時、短期、パートタイム、有期契約にも等しく適用されます。

また、IRB は、2025 年 1 月 1 日以前に締結された雇用契約書については、印紙税及び罰則の両方が免除されること、2025 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに締結された契約については、同年 12 月 31 日までに印紙が貼付されれば遅延罰則が免除されること、2026 年 1 月 1 日以降に締結された契約については、印紙税及び遅延罰則が全面的に適用されることを確認しました。

1. 著作権の保護に関する税関規則

財務歳入省は、2025 年 9 月 11 日付で、著作権の保護に関する税関規則(「**本規則**」)を公布しました(告示 2025 年第 107 号)。本規則は、侵害物品の輸入を防止するための手続を規定するものです。

本規則によれば、申請者は、所定の申請書(Form(1))を税関局局長に提出することにより、著作権等の登録を申請することができます。税関局は、申請が要件を満たすものであることを確認した場合、15 日以内に申請者に通知した上で、当該権利を登録簿に登録します。

著作権を侵害される疑いのある商品がミャンマーに輸入された、輸入中である、又は輸入されようとしていると合理的に判断される場合は、権利者は、当該著作権が既に税関局に登録されているかどうかにかかわらず、所定の申請書(Form (5))を税関局局長に提出することで、当該商品の流通停止を求めることができます。税関局は、申請が要件を満たすものであることを確認した場合、30 日以内に申請者に通知し、当該申請者が保証金を適時に支払った場合には、流通停止命令を発令することにより、当該商品のミャンマー国内での流通を停止するものとされます。

また、権利者から上記の流通停止命令の申請がない場合であっても、税関局局長は、同局の検査に基づいて輸入された商品が著作権を侵害している有力な証拠又は合理的な疑いがある場合、一時的に商品の自由な流通を停止する内容の命令を発行しなければならないとされます(かかる対応は特に当該権利が登録簿に登録されている場合に実現しやすくなると考えられます)。また、本規則は、かかる命令に不満がある者が取り得る不服申立手段についても定めています。

2. 倒産実務家登録の登録証発行申請の開始

投資企業管理局(「**DICA**」)は、倒産法及び倒産規則に従い、2025 年 9 月 13 日に DICA のウェブサイト上で、電子登記システム Myanmar Companies Online(「**MyCO**」)を通じて破産実務家の登録申請を開始したと発表しました(「**DICA 発表**」)。倒産法は 2020 年に施行されており、会社の任意清算手続は倒産実務家の資格者が行う必要があると定められています。DICA 発表に先立ち、2025 年 7 月、DICA は紙ベースでの倒産実務家登録申請の受付を開始しており、所定の申請書(Form P-01)や申請者のミャンマー倒産実務家協会の会員証等の書類の写しを物理的に提出することが必要とされていました²。DICA 発表によれば、申請書類を物理的に提出した者を含む全ての申請者は、MyCO を通じて申請書を提出する必要があるとされます。

ミャンマー最高裁判所の告示(告示 2025 年第 56 号)によれば、申請書の提出後、登録官³は申請書を審査し、倒産実務家登録証明書発行委員会の承認を得た後、承認された申請書を倒産実務家規制評議会(「**評議会**」)に提出するものとされ、評議会が申請を承認した場合、登録官は MyCO を介して証明書を発行することとされます。

倒産実務家の登録証発行申請の開始は、倒産法の施行の重要な一歩といえますが、登録証の発行時期は本稿執筆時点において未定であり、今後の展開を注視する必要があります。

3. サイバーセキュリティ法の施行

2025 年 7 月 30 日付で The State Administration Council は、告示 2025 年第 113 号により 2025 年 1 月 1 日に制定されたサイバーセキュリティ法(法 2025 年第 1 号)を施行しました。同法は VPN サービスの提供等のオンライン活動を規制する内容を含んでいます⁴。

¹ 本稿作成に際しては、ミャンマーの法律事務所 K&A Legal Alliance 所属の Saw Nyan Htun 弁護士に協力を得ました。

² 2025 年 9 月 18 日付当事務所ニューズレター「[ミャンマー：倒産実務家の登録証発行申請の開始](#)」もご参照ください。

³ 倒産法上、「登録機関」とは DICA を意味します。

⁴ 本法の詳細については、前々回の Asia Legal Update([Asia Legal Update 2025 年第 1 四半期\(1-3 月\)](#))をご覧ください。

外国人投資家による土地の賃借

2025 年 9 月 3 日、「投資家リース法(ILA)」を改正する共和国法第 12252 号(「**改正リース法**」)が成立し、2025 年 9 月 19 日に施行されました。改正前は、外国人には 50 年間の賃借期間、及び、1 回に限り最長 25 年間の更新が認められており、合計で最長 75 年間までしか賃借できませんでしたが、改正リース法により、フィリピンに投資する外国人は、フィリピン国内の私有地を最大 99 年間賃借できるようになりました(「**長期リース**」)。

改正リース法では、旧法下で締結された 75 年間のリース契約をさらに 24 年間延長することが可能です。他方で、改正リース法は、旧法下で締結された 75 年間のリース契約の期間満了後に、さらに 99 年間の長期リースを締結することができると明示的には規定していません。そのため、既存の土地のリース契約期間満了後の新たな長期リース契約の締結可否については実務の集積を待つ必要があります。また、改正リース法では、75 年間から 99 年間への土地の賃借期間の延長が認められましたが、「重要インフラ」とみなされる産業又はサービスに従事する投資家については、フィリピン大統領がこの期間を短縮できる権限を新たに持つことになりました。現時点で「重要インフラ」とされているのは、公共サービス法(共和国法第 11659 号)で定められた通信分野のみです。

また、長期リースの対象となる土地は、改正前の施行規則では、工業団地、工場、組立・加工工場、農業分野、観光用地開発、産業・商業利用、その他の優先生産活動に限られており、かつ、居住目的の個人住居用の土地の長期リースは認められていませんでした。今後、改正リース法の施行規則でも同様の制限が設けられると予想されます。将来的にこれらの産業が「重要インフラ」に指定された場合、リース期間が 99 年間より短縮される可能性もあります。なお、99 年間の長期リースが認められない場合でも、50 年間のリースは認められます。

さらに、改正リース法では、長期リースであるか否かにかかわらず、リース契約を土地の所在する州又は市の登記所(Registry of Deeds)に登録し、土地の権利証書に注記しなければ第三者に対抗することができないことが明確に義務付けられました。改正前でも、リース契約の注記は可能でしたが、法律上の明確な義務付けはありませんでした。

商業産業省(Department of Trade and Investment)及び土地登記局(Land Registration Authority)は、改正リース法の施行規則を策定することが義務付けられています。今後、登録手続きや要件について、より明確な指針が示される見込みです。

1. 売主印紙税の変更

シンガポール政府は 2025 年 7 月 3 日付で、居住用不動産に係る売主印紙税(Seller's Stamp Duty、「**売主印紙税**」)に関し、以下の 2 点の改定を発表しました。これらの改定は、2025 年 7 月 4 日以降に購入された全ての居住用不動産に対して適用され、経過措置期間は設けられません。

- (a) 保有期間(holding period)を現行の 3 年間に延長すること、及び
- (b) 各保有期間区分に応じて適用される売主印紙税率をそれぞれ 4%引き上げること

売主印紙税は、シンガポール国税庁(「**IRAS**」)により課されるシンガポールの一種の不動産取引税であり、不動産購入後一定期間内(holding period)に売却を行った場合に、売主が支払う義務を負うものです。課税額は、当該不動産の売却価格又は売却時点の市場価値のうち高い方に税率を掛けて計算されます。改定後の税率は以下のとおりです。

- 保有期間が 2 年超～3 年以下の場合：8%(従前は 4%)
- 保有期間が 3 年超～4 年以下の場合：4%(従前は 0%)

なお、IRAS によれば、以下のような場合には売主印紙税の支払いが免除されます。

1. 住宅開発業者(Housing Developers (Control and Licensing) Act 1965 の下で免許を受けた者)が、自ら開発した居住用不動産を販売する場合
2. 政府機関(例：住宅開発庁(HDB)、JTC Corporation)がその業務の遂行上、居住用不動産を売却する場合
3. 土地収用法(Land Acquisitions Act 1966)に基づき政府が居住用不動産を取得する場合
4. 個人が破産判決を受け、破産手続の一環として不動産を売却しなければならない場合
5. 法人が任意的清算(involuntary winding up)に際して保有不動産を売却する場合
6. 外国人が居住不動産法(Residential Properties Act 1967)に基づき義務的に居住用不動産を売却する場合

2. デジタル広告活動に関する行動基準ガイドラインの新設

シンガポール金融管理局(「**MAS**」)は、2025 年 9 月 25 日付で、オンライン上での金融関連コンテンツの発信や広告をより責任ある形で行うことを目的とした新しい取り組みを発表し、その一環として、「デジタル広告活動に関する行動基準ガイドライン(Guidelines on Standards of Conduct for Digital Advertising Activities)」(「**本ガイドライン**」)を公表しました。

本ガイドラインは、2026 年 3 月 25 日から施行予定であり、以下の MAS 公式サイトに全文が掲載されています。

<https://www.mas.gov.sg/regulation/guidelines/guidelines-on-standards-of-conduct-for-digital-advertising-activities>

本ガイドラインは、デジタルメディア(ソーシャルメディアを含む)を通じて金融商品やサービスを宣伝する全ての金融機関及びそのマーケティング担当者を対象としています。主な内容は以下のとおりです。

1. デジタル広告活動に伴うリスクを適切に管理するための安全対策(セーフガード)を導入すること
2. デジタル広告活動が責任を持って専門的に行われるよう、取締役会及び経営陣が監督責任を果たすこと

本ガイドラインは、関連法令及びその施行規則、MAS が随時発行する通達・通告・コード・ガイドライン等と併せて解釈されるべきものであり、特に「公正な取引に関するガイドライン：公正な取引結果を顧客にもたらすための取締役会及び経営陣としての責任(Guidelines on Fair Dealing – Board and Senior Management Responsibilities for Delivering Fair Dealing Outcomes to Customers)」に規定される監督上の期待事項や、「ファイナンシャルアドバイザー規則(Financial Advisers Regulations)」及び「証券先物取引(ライセンス及び業務遂行)規則(Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations)」における広告要件(印刷物、ウェブサイト、ソーシャルメディアなど全ての媒体を通じた広告に適用される)との整合が求められています。MAS は、金融機関やその担当者が本ガイドラインを適切に遵守しているかを、事業遂行上の適格性及び金融サービス提供者としての適正性の評価において考慮するとしています。

さらに、MAS はシンガポール広告基準機構(Advertising Standards Authority of Singapore、ASAS)と共同で、金融関連情報を発信する際の注意点を示したガイドラインを発表しました。このガイドラインでは、MAS のライセンスが必要となるケースの判断基準、商品の宣伝を行う前に取るべき手順、報酬などを受け取る場合の開示義務などが定められています。

以下の MAS 公式サイトに全文が掲載されています。

<https://www.mas.gov.sg/publications/monographs-or-information-paper/2025/guide-on-responsible-financial-content-creation>

タイ 執筆者: ジラポン・スリワット、アピンヤー・サーンティカセーム

1. 暗号通貨のキャピタルゲイン課税を免除

タイ財務省は、暗号通貨又はデジタルトークンの売却によるキャピタルゲインに対する 5 年間の個人所得税免除を発表しました。この取組みは、タイの国際的な金融取引の中心地及びデジタル資産事業ハブとしての地位を促進すると同時に、タイの居住者が国内の規制対象となっている各チャネルを通じて国内のデジタル資産に投資することを奨励する政府の計画の一環です。

本免除は、タイの仏暦 2561 年(2018 年)デジタル資産事業に関する緊急勅令に基づいて認可を受けたデジタル資産の取引所、ブローカー、又はディーラーを通じて行われた取引から発生し、2025 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日までの間に得られた課税所得に適用されます。

2. 大型電気自動車への投資に対する税額控除を導入

2025 年 9 月 10 日に施行された仏暦 2567 年(2024 年)の所得税の免除に関して規定する歳入法に基づく勅令(第 789 号)は、2025 年 3 月 27 日から 2025 年 12 月 31 日までの間に発生した大型商用電気自動車(EV)への設備投資(CAPEX)に対して追加の法人所得税控除を認めるものです。

この措置は、法人所得税を免除することにより、電気バスやトラックなどの大型商用電気自動車(EV)への投資を刺激することを目的としています。会社又は法人パートナーシップは、タイで生産され又は組み立てられた EV への設備投資の 100%を上限として控除することが認められており、他方、完全に組み立てられた輸入車の EV に関連する設備投資には 50%の控除が適用されます。

この取組みは、国内の EV 製造能力を強化し、雇用機会を創出し、かつ、EV 分野において熟練した労働力を育成することにより、タイを EV 生産の地域的なハブとして位置づけることを目的としています。また、この取組みは、電気自動車の導入を支援し、タイでゼロエミッション車を達成するという長期目標にも貢献するものです。

3. 特定のカテゴリーの推奨対象事業における土地所有と株式保有に関する要件を改正

2025 年 7 月 22 日、タイ投資委員会は、外国人起業家とタイ人起業家との間の競争のバランスを調整し、国際貿易措置によるリスクを軽減し、また、環境への影響に関するリスクに対処するため、布告第 Sor.7/2568 号を発出しました。この新たな規則は、2025 年 9 月 1 日以降に提出される投資奨励申請に適用されます。

この改正により、鉄鋼製品又は部品、産業用金属製品、産業用化学製品、及び産業用プラスチック製品の製造など、特定のカテゴリーの奨励対象事業活動において、当該奨励対象事業の目的で土地を所有することが許可されなくなりました。ただし、この制限は、(i)過去 15 年間(2011 年から 2025 年まで)に 3 件以上のプロジェクトで奨励を受けていること、及び、(ii)(土地代及び運転資金を除いた)承認済みプロジェクトへの投資額の合計が 50 億バーツ以上であること、などの特定の基準を満たす既存の奨励対象投資家には適用されません。

また、動物又は人工の皮革を使用したバッグその他の製品、家具や部品、及び印刷物の製造・制作など、特定の奨励対象事業活動について、自然人としてのタイ人が登録資本金の 51%以上を保有しなければならないという要件が課されることになりました。もっとも、国境特別経済開発区におけるプロジェクトについては適用除外が認められています。

1. ベトナムにおける最先端デジタル技術に関する法律及び規制

2025 年 6 月 14 日、デジタル技術産業法が国会で可決され、2026 年 1 月 1 日に施行されます。また、2025 年 9 月 9 日、政府は暗号資産市場に関する 5 年間のパイロットプログラムを導入する決議第 05/2025/NQ-CP 号を公布し、即日施行しました。これら 2 つの規制(総称して「**DTI 規制**」)は、最先端技術に関するベトナムの法規制の重要な進展であり、主なポイントは以下のとおりです。

- (i) DTI 規制は、半導体産業及び半導体製品を定義・明確化するとともに、半導体産業の発展を促進するための多数の優遇措置及び特別な仕組みを導入しています。
- (ii) DTI 規制は、人工知能(AI)システムを「高リスク型」「大規模影響型」「その他」の 3 類型に分類しています。高リスク型及び大規模影響型 AI システムについては、技術的要件、情報提供・保存の透明性、データ管理、監督・検査、ネットワークの安全性・セキュリティなど、より厳格な管理要件が課されます。
- (iii) 仮想資産、暗号資産等を含むデジタル資産は、ベトナム民法上、法的に認められた財産として分類され、政府は今後、その管理に関する詳細な規定を整備します。有限責任会社及び株式会社は、実体資産(法定通貨及び有価証券を除く)を裏付けとして、外国投資家向けに暗号資産を発行することが可能となります。これらの暗号資産は、外国投資家のみが、一定の法定条件を満たした場合に、認可暗号資産サービス事業者を通じて取引することが認められます。

2. ベトナムにおける国際金融センターに関する決議第 222/2025/QH15 号(「決議 222」)

2025 年 6 月 27 日、国会は決議 222 を採択し、同年 9 月 1 日に施行されました。決議 222 は、多様な金融サービス及び支援サービスのエコシステムに焦点を当てた、政府が指定する地理的境界を有する地域である国際金融センター(「**IFC**」)を開設する都市として、ホーチミン市及びダナンを指定しました。主な規制枠組みは以下のとおりです。

- (i) IFC の構成員には、商業銀行、外国銀行支店、証券会社、保険会社・再保険会社、投資ファンド及び資産運用機関、市場インフラ機関、フィンテック・デジタル資産関連機関、コンサルティング・支援サービス機関、非金融機関、その他政府が定める主体が含まれます。
- (ii) 外国投資家は(a)IFC 構成員の持分を一部又は全部保有すること、(b)投資プロジェクト及び投資ライセンスを取得せずに IFC 内で会社を設立すること、(c)M&A 承認手続を経ることなく IFC 構成員の株式・出資持分を取得又は資本参加することが認められます。また、IFC 内の土地使用权や建物等を外国の金融機関への担保提供に供することが可能となります。
- (iii) IFC の構成員に対しては、IFC 構成員間での支払における外貨使用の容認、IFC での所得に係る税制優遇、建設・環境・労働関連の迅速かつ簡素化された行政手続など、各種のインセンティブが与えられます。
- (iv) IFC 内では、市場ニーズや今後の発展動向に基づき、コモディティ・デリバティブ、カーボנקレジット、美術品・文化資産、希少貴金属、グリーンファイナンス商品などの新たな専門取引プラットフォームが導入されます。
- (v) IFC 構成員が関係する紛争では、当事者間で、仲裁判断・調停判断の取消・無効申立権を放棄する合意を行うことが可能です。

3. PPP 法の施行細則を定める政令第 243/2025/ND-CP 号(「政令 243」)

2025 年 9 月 11 日、政府は、官民連携パートナーシップ(「**PPP**」)による投資に関する法律(「**PPP 法**」)の施行細則を定める政令 243 を公布し、即日施行しました。主な新しいポイントは以下のとおりです。

- (i) 政令 243 は、特別な場合に投資者選定形式を適用できるプロジェクトを明確化しており、科学技術分野の国家的重要プロジェクト、原子力発電所建設、洋上風力発電プロジェクトなどがこれに含まれます。
- (ii) 政令 243 は、投資者提案型 PPP プロジェクトに関する規定を明確化し、投資方針決定を要するものと要しないもののそれぞれについて、提案書の提出、審査、承認の手続を整備しています。
- (iii) 政令 243 に基づき、2027 年 1 月 1 日以降、PPP プロジェクトに係る国内一般入札による投資者選定手続は、ベトナム国家電子調達システム(VNEPS)を通じてオンラインで実施されることとなり、入札の透明性向上が期待されています。

1. ファストトラック合併の範囲拡大

2025 年 9 月 4 日、インド企業省は、2016 年会社合併等規則を改正し、従前、2013 年会社法第 233 条に基づく迅速な合併は、小規模企業、持株会社と完全子会社、スタートアップ企業のみが利用できたところ、次のとおり対象範囲を拡大しました。

- 非上場会社(第 8 条の会社を除く)と他の非上場会社との合併。ただし、総借入額が 20 億ルピーを超えず、債務不履行がないことが条件。
- 被合併会社が上場されていない場合、親会社(上場又は非上場)とその子会社(上場又は非上場)との合併
- 被合併会社又は合併会社が上場されていない場合、同一の持株会社の 2 つ以上の子会社間の合併

2. 取締役会報告書におけるセクシュアル・ハラスメントに関するクレーム及び出産給付金に関する開示義務の拡大

2025 年 7 月 14 日、インド企業省は、2025 年の会社(会計)規則を改正し、2013 年セクシュアル・ハラスメント(防止、禁止、及び救済)法に基づくセクハラ苦情の受理数、解決数、及び未決数の開示、並びに 1961 年出産給付法の遵守状況について、取締役会の報告書において、追加開示を義務づけました。

3. デリー政府による株券発行に関する印紙税率の明確化

2025 年 7 月 29 日、デリー歳入局は、デリーに事務所登録する会社に対し、株式発行にかかる印紙税率は、1899 年インド印紙法附則 1A 第 19 条に基づく株式の価値の 0.1%であることを通知するサーキュラーを発行しました。これをうけて、2025 年 9 月 29 日、歳入局は、サーキュラーの順守を National Securities Depository Limited 及び Central Depository Services (India) Limited に指示しました。

4. オンライン株主総会の許可継続

2025 年 9 月 22 日、インド企業省は 2025 年第 3 号通達により、今後も、テレビ会議又は他の視聴覚手段により、年次株主総会及び臨時株主総会開催が可能である旨を確認しました。

1. 会社法改正

2025 年 8 月 4 日、会社法(2007 年第 7 号)を改正する会社法改正法(2025 年第 12 号)が成立しました。改正は、企業が対応できるよう、大臣が今後官報で公布する指定日において順次部分的に施行されます。主な改正点は以下のとおりです。

(i) **実質的所有者の開示義務**：

- 「実質的所有者」とは、直接・間接 10%以上保有又は実効支配権を有する個人をいいます。
- 株式の譲渡又は発行時には、所定の様式に従って当該株式の実質的保有の性質及び範囲を記載し、会社登記局に届け出なければなりません。
- 企業は実質的所有者の名簿を管理する必要があります。

(ii) **無記名株式の禁止**：

匿名所有の排除のため、無記名株式及び無記名ワラントの発行が禁止されました。

(iii) **会社ガバナンス関連**

取締役の解任手続の改正や、抹消された会社の復活制度が導入されました。

2. 為替手形法改正

2025 年 8 月 15 日、為替手形改正法(2025 年第 13 号)が制定されました。同改正により、口座閉鎖や当座貸越限度超過等による小切手不渡りに刑事罰が適用され、罰則が厳罰化されました。

⁵ 本稿作成に際しては、スリランカの法律事務所 D. L. & F. De Saram に協力を得ました。

1. DIFC データ保護法(「DP 法」)の改正

2025 年 7 月 8 日、ドバイ国際金融センター(「DIFC」)は、DP 法を含む DIFC の複数の法律を改正する DIFC 法律改正法(「改正法」)を制定しました。この改正法は 2025 年 7 月 15 日に発効し、DP 法の改正点として以下が含まれています。

(i) 私的訴訟権の導入

DP 法違反により損害(財務的損失及び精神的苦痛などの非財務的損失を含む)を被った個人は、DIFC 裁判所において個人データの管理者又は処理者に対して損害賠償を請求する権利を有します。これは、他の行政的又は司法的救済を追求する権利に加えて認められます。

(ii) 公的機関への個人データの開示・移転に関する義務

DP 法に基づき、管理者及び処理者等は、個人データを公的機関に開示又は移転する前に、合理的な注意と慎重さをもって公的機関の要求の正当性及び比例性を判断し、影響を評価する義務があります。当該影響評価は、影響を受ける可能性のあるデータ主体の権利に対する潜在的なリスクを考慮した上で行われる必要があります。従前の DP 法では、管理者及び処理者等は、個人データの開示又は移転の前に、公的機関が移転された個人データを処理する際にデータ主体の権利を尊重することを確保するため、合理的な措置を講じる義務がありましたが、改正法によりこの義務は削除されました。

(iii) 罰金の引き上げ

高リスク処理活動を実施する前にデータ保護影響評価を行わなかった場合の罰金は、USD20,000 から USD50,000 に引き上げられました。また、公的機関とのデータ共有に関する DP 法の義務に違反した場合の罰金も、USD10,000 から USD50,000 に引き上げられました。

2. エンジニアリングコンサルタント業務の規制に関する法令の制定

エンジニアリングコンサルタント業務の規制に関するドバイ法 2025 年第 14 号(「本法」)が、2025 年 9 月 18 日に公布され、2026 年 4 月 7 日に発効します。本法は、1994 年の法令第 89 号(ドバイ首長国におけるエンジニアリングコンサルタント業務の規制)を廃止します。本法の主要な規定は以下のとおりです。

(i) 適用範囲

本法は、ドバイにおけるエンジニアリングコンサルタント業務に適用され、フリーゾーン等も対象に含みます。「エンジニアリングコンサルタント業務」とは、エンジニアリングコンサルタント業務規制・発展委員会により承認されたエンジニアリング事務所が行う、建築、土木工学、電気工学、電子工学、機械工学、鉱山・石油工学、地質工学、沿岸工学、石油工学、化学工学、その他の工学分野に関する活動を指します。

(ii) 登録義務

エンジニアリングコンサルタント業務を行う者又は企業は、有効な商業ライセンスを保持し、ドバイ市政庁に登録しなければなりません。登録の有効期間は 1 年間です。

(iii) 雇用制限

企業は、(a)ドバイ市政庁に登録されていない者、(b)ドバイ市政庁が発行する専門能力証明書を保持していない者、(c)技術スタッフとして勤務していない者をエンジニアとして雇用することができません。

(iv) 登録申請要件

エンジニアリング事務所又は技術者としてドバイ市政庁に登録を申請する者は、一定の要件を満たさなければなりません。

(v) 違反に対する制裁

本法への違反には、AED1,000 から AED100,000 の罰金が科され、同一年内の再犯の場合は最大 AED200,000 まで引き上げられます。追加制裁には、(a)最大 1 年間の業務停止、(b)格付けの引き下げ、(c)登録簿からの削除及び商業ライセンスの取消、(d)最大 1 年間のエンジニアスタッフの業務停止、及び(e)専門能力証明書の取消及び技術者の登録簿からの削除、UAE エンジニアリング協会への通知が含まれます。

(vi) 既存業者の義務

本法の発効時に操業中のエンジニアリング事務所及び技術者は、本法の発効日から 1 年以内に本法を遵守しなければなりません。

1. 近時の鉱業・再生可能エネルギー・電力市場関連法改正

2025 年 7 月 24 日、トルコではエネルギー分野の主要法令を改正する法律第 7554 号が公布・施行されました。概要は以下のとおりです。

(1) 鉱業法第 3213 号の改正

- **オリーブ園での鉱業活動**：登録されたオリーブ園での鉱業活動が厳格な条件付で認められるようになりました。事業者は、他の場所で活動できないことを証明し、エネルギー・天然資源省の承認を得る必要があります。オリーブの木は移植するか、移植できない場合は 2 倍の本数を植樹する義務があります。さらに、事業者は、毎年鉱業事業許可⁷手数料と同額の修復費用を毎年支払う必要があります。
- **修復義務の強化**：従来の環境適合保証金(鉱業事業許可手数料の 3 割の金額)は廃止され、鉱業によって損なわれた地域の修復のために固定額の修復費用の支払いが義務化されました。

(2) 再生可能エネルギー資源による発電に関する法律第 5346 号の改正

- **森林地域での許可プロセス**：森林地域での風力・太陽光発電施設設置に関する許可は、事前許可(Pre-license)⁸期間中に有効となり、発電許可取得に至らなかった場合は自動的に失効します。発電許可取得後は、エネルギー市場規制庁の通知により、事前許可は許可期間終了まで延長されます。許可審査期間は最大 60 日以内に完了することが義務付けられました。また、再生可能エネルギー施設に対する使用料等の 85%の割引制度の対象が、2030 年 12 月 31 日までに稼働する施設まで拡大されました。

(3) 電力市場法第 6446 号の改正

- **緊急収用の適用**：再生可能エネルギーに関する事前許可又は許可を取得した施設に必要な私有地については、2030 年 12 月 31 日まで緊急収用が可能となり、大統領令により一度だけ延長可能です。

2. データ保護当局によるセンシティブデータ処理事業者の登録要件緩和

2025 年 10 月 1 日に効力発生した同年 9 月 4 日付 2025 年決定第 1572 号により、トルコ個人データ保護当局は、主たる業務としてセンシティブデータを処理する小規模事業者に該当するデータ管理者について、(a)年間従業員数が 10 人未満であり、かつ(b)年間貸借対照表の資産総額が 1,000 万トルコリラ未満である場合、個人データ保護法第 6698 号に基づくデータ管理者登録簿(VERBIS)への登録義務の免除を導入しました。

従来は、従業員 50 人未満かつ年間貸借対照表の資産総額 1 億トルコリラ未満の組織で、主要業務としてセンシティブデータの処理を含まない場合にのみ登録が免除されていました。病院、診療所、医療センター等、業務の一環として主に健康データを処理する組織は、例外なく登録義務を遵守する必要がありました。

なお、この要件緩和は、登録義務が免除されるのみであり、上記に該当する小規模事業者であっても、個人データの収集・利用・保護の方法に関して、個人データ保護法に基づくその他の義務を全て遵守する必要があります。

⁶ 本稿は、トルコの大手法律事務所 Paksoy が発行した 2025 年 7 月 28 日付“Recent Changes in Mining, Renewable Energy and Electricity Legislation”及び 2025 年 10 月 7 日付“Turkish Data Protection Authority eases registration requirements for organisations processing sensitive data”に基づいて作成しました。

⁷ 鉱業事業許可は、鉱山・石油業務総局(Maden ve Petrol İşleri Genel Müdürlüğü)により発行され、保有者に鉱業の事業運営を許可する事業許可証をいいます。

⁸ 「事前許可」とは、2013 年 2 月 11 日付電力市場許可規則第 28809 号に基づき、発電施設投資を開始するために必要な承認、許可、認可等を取得する目的で、発電事業に従事しようとする法人に対して発行される、一定の期間を定めた許可証をいいます。事前許可の保有者は、全ての要件が満たされると、発電許可を取得し、発電所の建設を開始することができます。

第 2 次改正商法が公布

2025 年 7 月 22 日に公布された第 1 次改正商法に続き、第 2 次改正商法が 2025 年 8 月 25 日に国会本会議で可決され、同年 9 月 9 日に公布されました。第 1 次改正商法と同様、今回の第 2 次改正商法も少数株主の権利を保護・拡充する方向での改正となっており、第 1 次改正時に除外された①大規模上場会社に対する集中投票制度(日本の累積投票制度に相当)の導入義務化、②大規模上場会社における監査委員の分離選任対象の拡大(1 名以上→2 名以上)が主な改正内容です。

第 2 次改正商法は 2026 年 9 月 10 日から施行され、大規模上場会社における集中投票制度の排除禁止規定は、第 2 次改正商法施行後、最初に開催される理事(日本の取締役に対応)選任のための株主総会の招集から適用されます。

(i) **大規模上場会社における集中投票制度の導入義務化**：集中投票制度とは、2 名以上の理事を選任する場合に、各株主が 1 株につき選任すべき理事の人数と同数の議決権を有し、その議決権を 1 人又は複数の候補者に集中して投票することができる制度です。投票結果において得票数の多い者から順に理事として選任されるため、単純投票制とは異なり、少数株主側の候補者が理事に選任される可能性が高まります。

現行商法では、上場の有無や規模を問わず、定款により集中投票制度を排除することが認められています。もともと、実務上、ほとんどの上場会社が定款に集中投票制度の排除規定を設けているのが実情です。

今回の第 2 次改正商法は、直前事業年度末現在における資産総額が 2 兆ウォン以上の上場会社(大規模上場会社)について、「商法第 382 条の 2 第 1 項にかかわらず、定款により集中投票を排除することはできない」(第 542 条の 7 第 3 項)と規定し、大規模上場会社における集中投票制度の導入を義務付けました。⁹

このような制度の義務化により、大規模上場会社では、少数株主の権益保護が一層強化されることが期待されます。他方で、最大株主と第 2 位株主との間での経営権をめぐる紛争や対立の発生、またヘッジファンドやアクティビスト・ファンドによる敵対的 M&A の試みなど、経営権及びガバナンスの安定性に対するリスクが高まる可能性も指摘されています。

(ii) **大規模上場会社における監査委員の分離選任対象の拡大**：現行商法第 542 条の 12 第 2 項は、大規模上場会社の監査委員のうち 1 名(定款により 2 名以上と定めることも可能)を、他の理事と分離して株主総会の決議により選任することを義務付けています。第 2 次改正商法では、この分離選任の対象となる監査委員の人数を 2 名(定款により 3 名以上と定めることも可能)に拡大しました。

既存の監査委員の分離選任制度は、いわゆる「3%ルール」(株主の議決権行使を 3%までに制限する規定)と相まって、少数株主の影響力を高め、大株主の支配力を弱める効果を有するものと理解されています。この対象範囲を拡大した第 2 次商法改正は、企業ガバナンスにおいて少数株主の影響力をさらに強化する結果になると見込まれます。

⁹ ただし、第 2 次改正商法においても、1%以上の株式を保有する株主が集中投票による理事選任を請求しなければならないと定める商法第 542 条の 7 第 2 項の規定が変更されるものではありません。すなわち、改正後であっても、大規模上場会社の株主が株主総会日の 6 週間前までに書面又は電子文書により会社へ請求しなければ、集中投票制度による理事選任手続は実施されません。

1. 「労働紛争司法解释(二)」の要点と実務への影響

2025年8月1日、最高人民法院は、「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二)」〔法釈〔2025〕12号〕(同年9月1日より施行)〔**本解釈**〕及び典型案例を公表しました。本解釈は、2020年の「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(一)」に続き、労働紛争事件の審理において実務上頻繁に問題となる論点について裁判所の判断基準を明確化したものです。本解釈における裁判所の基本的な判断基準は、以下のとおりです¹⁰。

- (i) 合法的な経営資格を持たない組織・個人に雇用されている労働者については、当該組織・個人と請負契約を締結した、合法的な経営資格を有する元請企業が使用者としての責任を負います。合法的な経営資格を持たない組織・個人に雇用されている労働者については、当該組織・個人に名義を貸した組織や個人が使用者としての責任を負います。
- (ii) 労働契約法第14条第3項の規定に基づき無期労働契約が締結されているものとみなされる場合には、労働者は、使用者が書面契約を適時に締結しなかったことを理由として2倍の賃金¹¹を請求することができません。
- (iii) 営業秘密や知的財産権に関する秘密事項を知らず、又はこれに接触しない労働者は、競業禁止義務を負いません。
- (iv) 在職期間中の競業禁止条項も有効であり、その場合、労働者に経済的補償を支払う必要はありません。
- (v) 社会保険を負担しない旨の合意は無効とされています。労働者が使用者による社会保険料の未納付を理由に労働契約を解除する場合、使用者は経済的補償を支払うべきです。労働契約解除後、使用者は、社会保険料を追納した場合、労働者に対し、既に支払った社会保険料補償の返還を請求できます。

2. 「治安管理処罰法」改正—2026年1月施行へ

2025年6月27日、第14期全国人民代表大会常務委員会第16回会議において、改正された「治安管理処罰法」(「**新法**」)が可決され、2026年1月1日より施行されます。2005年の公布以来、2012年改正に続く2回目の改正です。

- (i) **新たに処罰対象とされた行為の追加。**新法では、試験不正、ねずみ講の組織・主導、英雄烈士の名誉侵害、公共交通の運行妨害(ハンドルの奪取等)、火気付き飛翔物、高所からの投げ捨てや無人機の違法飛行が新たに処罰対象に追加されました。さらに、個人情報侵害、名義盗用・冒用、盗聴・盗撮機器を違法に設置・使用・提供する行為なども対象とし、公共秩序と社会管理の強化を図っています。
- (ii) **未成年者の保護。**従来、14歳以上16歳未満及び16歳以上18歳未満の初犯については行政拘留が適用されませんでした。しかし、新法では、初犯であっても情状が重大で社会的影響が悪質な場合、又は14歳以上16歳未満で1年以内に2回以上違反した場合には、拘留が科されることが明確にされました。また、いじめ対策として、殴打、侮辱、脅迫などによる生徒間いじめが治安違反に当たる場合、公安機関が処罰や教育的措置を講じることが規定されました。さらに、学校が重大ないじめや未成年者への犯罪を把握しながら報告・対応を怠った場合、是正を命じ、その直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者について、関係部門に対し処分を提案するとされています。
- (iii) **正当防衛規定の明確化。**これまで、攻撃行為から身を守るために反撃した場合でも「殴り合い」と判断され、双方が処罰対象とされる運用でした。新法では、進行中の不法な侵害を免れるために行った防衛行為によって損害が生じても、治安違反とはならず、処罰しないと明確化されました。一方で、防衛行為が明らかに必要限度を超え重大な損害を与えた場合には法律に基づき処罰するものの刑を減輕しなければならず、情状が軽微な場合には処罰しないとされています。

¹⁰ 二回目の契約満了時に使用者が一方向的に契約を終了できるかについては、本解釈は明確に規定しておらず、二回連続有期契約の具体例を示すにとどまりました。もっとも、最高人民法院は、記者会見で、労働契約法第14条に基づき、正当な解除事由がなければ使用者は労働者からの無期労働契約締結の要求を拒否できないと表明しました。この立場は、全国的に広く採用されており、特に上海では、2024年までは使用者に更新の選択権を認める見解が主流でしたが、2025年以降は無期労働契約への転換を認める傾向が強まっています。

¹¹ 使用者は、書面による労働契約を締結する義務を負い、これに違反した場合、労働契約未締結期間中(雇入日から1か月超1年未満に限る)について労働者に毎月2倍の賃金を支払わなければなりません(労働契約法第10条、同实施条例第6条)。

認可貸金業者の規制の強化に係る意見募集手続

2025年6月23日、香港の金融財政当局である財務サービス及び庫務局(FSTB)は、認可貸金業者(licensed money lenders)の規制強化に関する提案について一般からの意見募集手続を開始し、このテーマに関する意見を広く求めました。

FSTB 局長(Secretary for Financial Services and the Treasury)によれば、香港政府は貸金業者の市場の状況を詳細にモニタリングし、現行の規制の見直しと強化を継続的にを行い、貸金業者がより責任ある貸付を実施するよう努めています。今回のコンサルテーションペーパーには、過剰な借入問題への対策を一層強化し、公共の利益をより良く保護することを目的とした複数の提案が盛り込まれています。主な提案内容は以下のとおりです。

(i) 無担保の個人向け貸付への規制強化

香港政府は、借入人の月収に基づく無担保個人向け貸付への総額上限の設定や、返済期間を借入人の雇用契約の残存期間以内に制限することを提案しています。

(ii) 公共の利益保護の強化

香港政府は、借入申込に対する推薦人の書面同意を受領した後、貸金業者が積極的に推薦人へ書面を送付し、その同意の真正性を確認する、又は推薦人が貸金業者の営業所で直接同意書面に署名することを義務付けることを提案しています。

(iii) 無担保個人向け貸付の返済能力評価の最適化・強化

香港政府は、全ての認可貸金業者に対し、借入人の個人信用情報(借入申込内容並びに承認された借入申込に係る貸付の詳細：貸付限度額、未返済額、返済記録等)を定期的に信用情報プラットフォームに提出し、そのデータベースの完成を義務付けることを提案しています。これにより、各借入人の全ての個人信用情報が網羅されることになります。

(iv) 苦情処理プロセスの強化

公共の利益の保護を促進するため、会社登記所(Companies Registry)(CR)は貸金業者に対する苦情処理手続の透明性を高め、苦情申立人が CR の苦情処理方法やサービス提供基準をより十分に理解できるようにします。

(v) 広報及び教育活動の強化

香港政府は、外国人家事労働者、若年層、低所得者層を対象に、借入に関する理解を深める広報・教育活動を強化し、多言語かつ多角的なアプローチで慎重な借入の重要性を啓発していく方針です。

(vi) 貸金業者の規制体制強化

香港政府は、現行の規制体制(認可制度及び貸金業者条例(Money Lenders Ordinance)を含む)の強化を提案しており、引き続き貸金業者の規制を強化していきます。

意見募集期間は同年8月22日に終了しており、FSTB は受領した意見を詳細に検討し、具体的提案を最終決定する予定です。

1. 「保険業資金による特別運用の公共及び社会福祉事業への投資管理弁法」改正草案の公表

2025 年 7 月 31 日、台湾における金融機関の監督機関である金融監督委員会(「FSC」)は、「保険業資金による特別運用の公共及び社会福祉事業への投資管理弁法」(「本弁法」)の改正草案(「本改正案」)を公表した。本改正案の主たる目的は、台湾における保険会社によるインフラ投資の拡大を促進することである。以下、本改正案の概要及び主要なポイントを簡潔に整理する。

(i) 保険会社が投資し得る「インフラ」の拡大

本改正案の施行により、保険会社は、従来本弁法において「公共投資」として限定されていた投資対象(例：交通機関、公益事業、社会住宅・高齢者居住事業、公共福祉施設等)に加え、新たにインフラプロジェクトにも投資を行うことが可能となる(本改正案第 2 条、第 3 条参照)。また、保険会社が保有する資金(いわゆる保険資金)は国民からの拠出により形成されるものであることを踏まえ、投資対象は政府の政策方針と整合している必要があるとされている。したがって、本改正案に基づき、保険資金により投資され、建設又は運営されるインフラプロジェクトは、中央主務機関及び各レベルの政府が承認する範囲内で実施されることが求められるとともに、当該プロジェクトにおける民間投資については、関連する制度又は条件に適合する場合に奨励される(本改正案第 3 条)。

(ii) 投資対象の主たる運用目的の変更における再承認制度

保険会社は、その投資比率又は持分比率が台湾保険法及び本弁法の規定に適合していることを確保しなければならない。具体的には、投資対象が事業運営の変更により本弁法で定められた範囲を超える場合、本改正案の新設条文に基づき、投資者である保険会社は、当該事由の発生日から 7 営業日以内に、FSC に対して、投資対象の運営が公共又は社会福祉事業の範囲を超えた理由を詳細に記載した報告書及び関連資料を提出しなければならないとされている。また、主務機関が、当該投資対象の行う業務が本弁法の規定に適合しなくなったと判断した場合には、保険会社は、当該投資を一般事業として分類するとともに、定められた調整期間内に持分比率を適宜減少させなければならない(本改正案第 7 条)。

(iii) 独立董事要件の明確化によるコーポレートガバナンスの強化

台湾保険法第 146 条の 5 の規定によれば、保険会社が投資対象に対してその董事会の過半数を任命する場合、当該投資対象は、自らの董事会において少なくとも 1 名の独立董事の席を設けなければならない。本改正案では、独立役員の円滑な任命のため、独立役員は台湾会社法に従い指名・選任されるべきことを明確に規定しており、その候補者の資格及び任命手続については、上場企業に適用される要件に類似すると考えられる(本改正案第 6 条)。

2. 台湾 M&A 法改正草案の公表について

台湾における産業発展環境の促進、国内企業の成長ボトルネックの克服及び国際競争力の強化を目的として、台湾 M&A 法の改正草案において、税制上の優遇措置が、産業持株会社の設立に対するインセンティブとして、導入される予定である。具体的には、次の要件を全て満たす取引が、税制上の優遇措置の対象となる。

1. 企業が、台湾 M&A 法第 29 条に基づく株式交換により、既存又は新設の他の会社の完全子会社として買収されること。
2. 買収会社、被買収会社及び当該会社の株主が、将来定められる一定の条件を満たすこと。
3. 買収会社が、国家発展委員会(National Development Council)により産業持株会社として認定されること。

上記要件を満たす場合、被買収会社の株主は、株式交換により買収会社の新株又は出資を取得したことにより生じた有価証券取引所得を、当該株式交換が行われた事業年度の基本所得に算入しないことを選択することができる。なお、当該所得は、産業持株会社の株式が実際に譲渡された時点、又は当該株式が台湾証券集中保管株式会社(Taiwan Depository & Clearing Corporation)に開設された指定有価証券口座に移管された時点において申告する(台湾 M&A 法改正案第 44-2 条)。

東京証券取引所、「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」を公表

2025 年 9 月 2 日、東京証券取引所(「東証」)が、「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」(「本調査結果」)を公表しました¹²。2025 年 4 月より、プライム市場においては英文開示が義務化されているところ、本調査は、英文開示義務化についての海外投資家からの評価を調査するとともに、アンケート結果を上場会社にフィードバックすることで、海外投資家のニーズを踏まえた英文開示を促すことを目的として実施され、本調査結果は、海外機関投資家等を対象にした記名式の web アンケートの回答 40 件(うち機関投資家 34 件)をとりまとめたものとなっています。本調査結果のポイントは以下のとおりです。

(1) 英文開示に関する評価

- 「日本の上場会社の英文開示は近年改善していると思うか」との問いに対しては、「改善している」又は「やや改善している」との回答が約 88%にのぼり、プライム市場の英文開示の義務化を踏まえ、多くの海外投資家が、近年の取組みの進展を肯定的に評価していることがうかがわれる結果となった。
- 他方、義務化の対象となっていない書類の英訳の不足や、英訳が開示されていても日本語版より翻訳範囲が少ないことなど、英文開示の情報量の不足を指摘する意見や、英文開示のタイミングが日本語版よりも遅い企業があることなど、タイミングの遅れを指摘する意見もみられた。

(2) 英文開示に関して進展が望まれる事項

- 「日本の上場会社の英文開示について、今後、どのような点での進展を望みますか」との問いに対しては、「英文開示を行う上場会社数の増加」、「英文開示を行う対象書類の増加」、「決算短信及び適時開示資料の翻訳範囲を、日本語資料の一部又は概要ではなく、全文とすること」との回答が同程度に多い結果となった。
- また、英文開示の義務化によって開示が進んだ決算短信と適時開示資料以外で、日本の上場会社が優先的に英文開示に取り組むべきと考える開示書類については、IR 説明会資料を挙げる回答が最も多い結果となった。

(3) 英文開示が優れている会社/充実が望まれる会社とその理由

- 英文開示が優れている会社として 46 社が挙げられ(うち、TOPIX 100 21 社、TOPIX mid 400 18 社、その他の区分 7 社)、これらの会社に対しては、日本語版との対比での網羅性・適時性や充実した開示内容について評価する意見がみられた。また、決算説明会の同時通訳や書き起こしの英訳の提供など、決算説明会に関する取組みを評価する意見もみられた。
- 他方、英文開示の充実が望まれる会社として 19 社が挙げられ(うち、TOPIX 100 4 社、TOPIX mid 400 8 社、その他の区分 7 社)、これらの会社に対しては、決算説明会における説明会資料や書き起こしの英訳がないことなど、決算説明会における取組みの不足を指摘する意見が多くみられた。

(4) 英語による IR 活動に関する意見

- 英語による IR 活動については、IR 活動全般の改善について評価する意見や、個社の取組みを高く評価する意見などがみられた。
- 今後の改善点としては、通訳者を介さず IR 担当者が英語で話すことを希望するとの意見や、IR ウェブサイトの改善を希望する意見がみられた。

本調査結果により、多くの海外投資家が、近年の英文開示の取組みの進展を肯定的に評価していることが明らかになりました。上場会社においては、本調査結果中の海外投資家からの意見や英文開示が優れている会社の取組みなどを参考にしつつ、自社における今後の英文開示や IR 活動に関する取組みの検討を行うことが有益であると考えられます。

¹² 本調査結果原文は、東証ウェブサイト参照。

https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/um3qrc0000022j6p-att/survey_results_2025.pdf

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
 中島 朋子(アソシエイト、東京事務所)
 長岡 隼平(アソシエイト、東京事務所)
 宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)
 池本 百恵(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



インドネシア

[ミリアム・アンドレータ](#)
 提携事務所パートナー, ジャカルタ
 Walalangi & Partners
mandreta@wplaws.com



インドネシア

[ハンス・アディプトラ・クルニアワン](#)
 提携事務所パートナー, ジャカルタ
 Walalangi & Partners
Hadiputra@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)

[吉本 祐介](#)
 インドネシアプラクティスパートナー, 東京
y.yoshimoto@nishimura.com



インドネシア(和文監修者)

[我妻 由香莉](#)
 アソシエイト, 東京
y.wagatsuma@nishimura.com



マレーシア

[ワンメイ・リョン](#)
 提携事務所パートナー, クアラルンプール, WM Leong & Co 代表
w.m.leong@nishimura.com



マレーシア

[ワイキン・レオ](#)
 提携事務所アソシエイト, クアラルンプール, WM Leong & Co
waikin.leo@wmlaw.com.my



マレーシア(和文監修者)

[眞榮城 大介](#)
 パートナー, クアラルンプール
d.maeshiro@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)

[秋山 葵](#)
 アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



ミャンマー

[中島 朋子](#)
 アソシエイト, 東京
to.nakashima@nishimura.com



フィリピン

[ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ](#)
 パートナー, シンガポール
m.villarica@nishimura.com



フィリピン

[ステフィ・サリス](#)
 アソシエイト, シンガポール
s.sales@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)

[佐藤 正孝](#)
 パートナー, シンガポール
m.sato@nishimura.com



シンガポール

[メリッサ・タン](#)
 アライアンス事務所ディレクター, シンガポール, Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



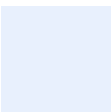
シンガポール

[チン・スーシャン](#)
 アライアンス事務所アソシエイト, シンガポール, Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)

[吉本 智郎](#)
 パートナー, シンガポール
t.yoshimoto@nishimura.com



シンガポール(和文監修者)

[堀田 純平](#)
 アソシエイト, シンガポール
j.hotta@nishimura.com



シンガポール(和文監修者)

[村林 優里香](#)
 アソシエイト, シンガポール
y.murabayashi@nishimura.com



タイ

ジラポン・スリワット
パートナー, バンコク事務所共同
代表
j.sriwat@nishimura.com



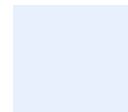
タイ(和文監修者)

藤岡 七海
アソシエイト, 東京
n.fujioka@nishimura.com



ベトナム

ヴ・レ・バン
パートナー, ハノイ/ホーチミン
ホーチミン事務所共同代表
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

小川 莉央
アソシエイト, 東京
r.ogawa@nishimura.com



インド

鈴木 多恵子
インドブラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



スリランカ

鈴木 多恵子
インドブラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



アラブ首長国連邦

森下 真生
パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



インド

ウダブ・グラティ
アソシエイト, 東京
u.gulati@nishimura.com



アラブ首長国連邦

アユシュ・シャルマ
アソシエイト, ドバイ
a.sharma@nishimura.com



タイ(和文監修者)

志澤 政彦
アソシエイト, 東京
m.shizawa@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

池田 展彦
パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.ikeda@nishimura.com



アラブ首長国連邦(和文監修者)

黒田 英
アソシエイト, ドバイ
s.kuroda@nishimura.com



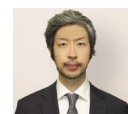
トルコ

廣澤 太郎
ベトナムブラクティスパート
ナー, 東京/ハノイ/ホーチミン
t.hirosawa@nishimura.com



トルコ

藤岡 七海
アソシエイト, 東京
n.fujioka@nishimura.com



韓国

尹 元
パートナー, 東京
w.yoon@nishimura.com



中国(中国法監修)

張 翠萍
パートナー, 東京
c.zhang@nishimura.com



中国

蔡 雯嫻
カウンセラー, 東京
w.cai@nishimura.com



中国(和文監修者)

志賀 正帥
カウンセラー, 東京
m.shiga@nishimura.com



香港

坂本 龍一
パートナー, 香港
香港事務所共同代表
r.sakamoto@nishimura.com



台湾

張 勝傑

パートナー, 台北
西村朝日台湾法律事務所共同代表
s.chang@nishimura.com



台湾

黃 彦倫

アソシエイト, 東京
y.huang@nishimura.com



日本

加賀 宏樹

パートナー, 東京
h.kaga@nishimura.com



日本

岡田 彩

アソシエイト, 東京
a.okada@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。